

生活困窮者自立支援制度について

【生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)趣旨・目的】

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策を強化し、自立の促進を図る

【本市の取り組み】平成29年度予算額 4億7,922万円 ()内は事業毎の予算額

自立相談支援事業 (3億6,476万円)

各区役所に相談支援窓口を設置

【相談支援】(委託)相談者の状況に応じ、自立に向けた支援を実施

【就労支援】(委託)ビジネススキル向上を目指す支援、就労意欲の喚起等を実施

(総合就職サポート事業:生活保護受給者と一体的実施)

住居確保給付金 (2,978万円)

離職等での住居喪失者等へ家賃相当額を有期で給付

就労準備支援事業(就労ファーストステップ事業) (1,446万円)

(委託)市内1箇所を拠点に、就労への準備としての支援を実施

家計相談支援事業 (4,858万円)

(委託)家計に関する相談や家計管理の指導を実施(相談支援と一体的実施)

法律相談事業 (314万円)

(委託)法律に関する専門的支援を要する相談に対して、弁護士による情報提供や助言を実施

子ども自立アシスト事業 (752万円)

(委託)中学生のいる家庭に対し高校進学に向け必要なカウンセリングを実施(生活保護受給者と一体的実施)

就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定等 (1,098万円) 平成29年度拡充事業 就労訓練事業への参入促進及び基準に該当する事業所の認定等

一時生活支援事業

住居のない者へ一定期間宿泊場所や衣食の提供を実施(ホームレス施策で実施)